

議案第 6 号

市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000

副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した非常勤消防団員について支給された改正前の市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。